



令和8年1月20日

島根県内のタクシー運賃改定の要請がありました

島根県の運賃認可の適用地域は、令和6年12月24日に島根県本土地区と島根県隠岐地区が統合され、現在「島根地区」となっていますが、統合後も「当面の取扱い」として従前の地区毎に定められた運賃をそれぞれ適用しています。

今般、令和8年1月15日、同「島根地区」において、下記のとおり松江一畑交通株式会社から一般乗用旅客自動車運送事業の運賃変更（運賃改定）を求める要請書の提出がありましたので、お知らせします。

本要請の日から、「島根地区」にある他の事業者からの運賃改定の要請について3ヶ月の受付期間を経た後、要請書を提出した事業者の合計車両数が、適用地域の法人事業者全体の車両数の5割を超えた場合、運賃改定要否の判断を行います。

なお、今回の同判断に当たっては、これまでの「当面の取扱い」も考慮し、車両数の判定及び要否の判断を従前の地区毎に別々に行います。

記

1. 要請概要

(1) 要請者

法人名：松江一畑交通株式会社

住 所：島根県松江市上東川津町1238番地

(2) 要請理由

乗務員の労働条件改善を進め、慢性的な乗務員不足を解決していくため

(3) 公定幅運賃変更の内容（※普通車要請分）

車種	初乗距離・運賃		加算距離・運賃		時間制(30分毎)	
	現行	要請	現行	要請	現行	要請
普通	1,500m 810円	1,350m 800円	261m 100円	237m 100円	3,950円	4,300円

2. 要請受付期間

令和8年1月15日～令和8年4月14日

3. 島根地区における法人事業者数及び車両数（令和8年1月14日現在）

- 87事業者（福祉輸送限定事業者を除く。）
- 940両（福祉輸送限定車両を除く。）

4. 前回の運賃改定状況

- 旧島根県本土地区：令和6年3月29日実施
- 旧島根県隠岐地区：令和6年9月12日実施

【問合せ先】

自動車交通部旅客第二課 (082-228-3450) 担当：鬼村・小林
島根運輸支局輸送・監査担当 (0852-37-1311) 担当：杉村・竹原